

第四十三回 参議院オリンピック準備促進特別委員会会議録 第四号

昭和三十八年二月二十一日(木曜日)

午前十時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君

理事 河野 謙三君

委員 西田 信一君

岡田 宗司君

石井 桂君

北畠 教真君

小柳 牧衛君

天坊 裕彦君

田中 一君

永末 英一君

政府委員 池田 清志君

大蔵政務次官 大蔵大臣官房

日本専売公社 片桐 良雄君

監理官 文部省体育局長 前田 充明君

事務局側 常任委員 工楽 英司君

会専門員 日本専売 阪田 泰二君

説明員 公社総裁 与謝野 秀君

参考人 オリンピック東京大会組織委員 与謝野 秀君

会事務総長 東京オリンピック 勉君

長 資金財団理事 日本体育協会事務局長 山辺 貞雄君

本日、の会議に付した案件

○オリンピック東京大会準備促進に関する

第十八部

オリンピック準備促進特別委員会会議録第四号

昭和三十八年二月二十一日

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

する調査

(国際オリンピック委員会理事会の経過報告に関する件)

○オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付きの製造たばこの販売に関する法律案

(内閣提出)

(東京オリンピック選手強化対策に関する件)

○委員長(加賀山之雄君) たいいまからオリンピック準備促進特別委員会を開催いたします。

オリンピック東京大会の準備促進に関する調査を議題にいたします。

この際、与謝野オリンピック東京大会組織委員会事務総長が出席されておりますので、ローザンヌにおけるIOC理事会の結果につきましての御報告をいただきます。

○参考人(与謝野秀君) 与謝野でございます。

今月の四日の晩に東京を立ちまして、六日にローザンヌへ参りました。

ちょうど国際オリンピック委員会、IOCと申しておりますが、このIOCの発行委員会、通称理事会でございますが、これがローザンヌで二月の七日に開催される、その機会にいろいろ国際オリンピックの会長以下にいろいろお話しするということ、その翌日に各国競技団体の代表とIOCの理事との懇談会がありまして、それに政治とスポーツという議題が与えられているので、それにオブザーバーとして列席する

るということに参つたのであります。御承知のように、IOCのメンバーは国の代表ということではなく、個人として選ばれておりまして、実行委員会には日本国側としては東京都知事が委員としてメンバーとなっておりますのであります。今回は都合によって出席されませんでした。私も、もし代理というものが認められたならば、この理事会のほうにも出席したいと考えておつて、東さんからの手紙も持つて行つたのであります。向こうの規則上やはり個人の代表でありますから、その代理というものは認められなかった。七日の理事会には出席いたしません。八日の懇談会には出席したわけでございまして、実は昨年のジャカルタ大会の跡始末の問題が今回の理事会に出るのではないかと、うことを私も考え、いろいろ皆さんの御意見も伺つて行つたのであります。が、今回は日程にその点が明らかにされておりました。あるいはアジア競技連盟が目下調査中であり、今回はこの問題に触れないのではないかと、この問題に意見も日本を出る前に相当聞かされていたのであります。私はあぶないな、問題が出るなという予感を持つておりました。六日に着きまして、ブランデー协会会长以下にいろいろお話し、七日は札幌の冬季オリンピック招致のための使節団が来しましたので、この立候補の届出その他世話をいたしておりました。理事会の秘密会が相当長く続いたのであります。

すが、その夜に至つて、事務総長から私はインドネシアがIOCのメンバーであることの資格をしばらく停止されたというのを聞いたのであります。そこでブランデー协会会长に翌朝早くお目にかかつて聞きましたところ、これは条件付のものであつて、ジャカルタ大会のようなことをもう一度繰り返さない、今後は繰り返さないという保証さえあれば、いつでもとけるものだ、こういう御説明だったのであります。

その後懇談会が開かれて、一日じゅう各代表の意見開陳が行なわれました。結局この懇談会では、インドネシアに課したようなことを一般化して、各国競技団体がそれぞれの加盟団を通じて、それぞれの政府に働きかけ、人種、宗教あるいは政治等の理由による差別待遇を行なわないということを原則的に認めさせようとしたのであります。いろいろ各国代表にも意見がございまして、ついに夜に至つて、意見がまとまらず、一つの案文を作つて、これを勧告案としてまたこの次の総会に持ち寄つて、皆で考えようということに別れたわけでございます。

ところで、このインドネシアの除名というところは、秘密会でございましたから、いかなる討議の結果こうなつたか、詳細わかつておらないのであります。スイスの新聞その他を総合いたしますと、事務総長が強かつたのを会長がなだめて、条件付にしたのだというふうなうわさも新聞に載つております。

したけれども、はっきりしたことはわからないのであります。ただ、インドの代表として昨年ジャカルタの大会で、インドネシア側から相当ひどい待遇を受けたインドのソングディ代表は、詳細の報告書を委員会に提出しておりました。これは私も事前に読んでおつたのであります。そういう報告のために、非常にIOCのメンバーに対する侮辱的なことをやつたというふうな感情的な面もある程度作用していただけないかと思つております。同時に、いつまでも放つておけば、ますますこれは事態が収拾できなくなる、ひとつこの辺でしかつておくのが必要だということ、比較的甘い判断もあつたのではないかと、こういうふうな考えられるのでございます。ただ、文書で何も発表されませんでしたために、インドネシアにどういふ通告がされるかということとはわれわれにもわかりません。つまり今後の保証というものが与えられるまで、しばらく資格を停止するということがあつたのであります。御承知のように、数日後にインドネシア側は反発を示しまして、IOCに自分のほうから進んで脱退する、こういう態度を表明したわけでございます。私は、その七日の晩にいろいろ考えたのでございますが、これはインドネシアだけの問題でなく、おそろくすでにIOCを脱退しております中其はもちろん、アラブ諸国にも波及するのではないかと、こういう危惧の念を持つて非常

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に心配したわけでございます。なぜかと申しますと、昨年のジャカルタ大会のごたごたという裏には、やはりアラブ諸国とイスラエルという問題がございまして、インドネシアがああいう態度をとったのにも、これはアラブ諸国に対する気がねないアラブ諸国からの要請というものがあつたということ、は、大体今日明らかとなつてゐるわけではございますが、したがつて、今日インドネシア側が苦境に立てば、アラブ諸国のほうから、インドネシアを見殺しにするわけにはいかない、こういうことで、昨夜来いろいろ電報が入つておりまして、まずアラブ連盟の中の十二カ国にIOCと絶縁することを勧告するような提案がなされてゐるのではありません。このアラブ連盟と申しますのは、私もエジプトに三年おりましたためによく知つておりますし、事務総長もよく知つておるのでありますが、平素はかの問題ではいろいろアラブ諸国が利害対立してゐるがみ合つたりすることもあり、昨年来事務総長も辞職するといふようなうきさまで飛んだのであります。事イスラエルに關します限り、このアラブの諸国の歩調というものは一つになるのでありまして、今後この十二カ国の中にはぜひともオリンピックに参加したいといふ国も多々あるに相違ないのであります。おそろく、一応インドネシアと行動をとるにしようという態度に出る公算が強いのではないかと申すのであります。御承知のように、ローマのオリンピックのマラソンで、アベベに負けたのはモロッコの選手でございまして、これはモロッコは必ず一着をとるといふ確信を持つておつたのがアベベのようなもの

が現われて負けたのであります。またフランスの植民地時代のアルジェリア、その他のアフリカの諸国がマラソンに優勝したことがあるのであります。これらの国の人たちは相当オリンピックというのに関心を持つておるのであります。一方そういう政治的な問題が優先いたしますために、なかなかこの問題もいわゆるスポーツの社会だけでは解決できないのじゃないか、こういうふうにも思われるのであります。今日まで、まだ七日の理事会の議事録は東委員のもとに送られてきておらないのであります。どういふ発言、どういふことからの決定があつたかといふことははっきりしておらないのであります。新聞等によれば、ソ連だけは反対したが、あとは賛成だつたといふようなことを伝えておりますが、もともこの委員会というものは各国の代表——偶然一國一人ずつ出ておりますが、国の代表という資格で論議してゐるのではないのであります。ソ連以外は賛成といふ言ひ方も少しおかしいかと、こう考へておるのであります。

なお、この問題につきまして、日本としてとるべき態度といふようなことについて、各方面においてみな慎重に考へておるのであります。外に對する窓口といふ意味におきましては、やはり今後オリンピック憲章の問題ないしアジアの競技連盟が、今後いろいろな問題がこのインドネシアの問題に關連して起つてくるために、やはり日本のオリンピック・コミッティ、日本の国内委員会が主としてこの問題を取扱ひ、究研し、またとるべき措置があればとるということに大体きまつてお

りまして、私どものほうの組織委員会に來たるものは皆さん喜んでお受けするといふ態度でオリンピックの準備を進めていく、こういう態度になつておる次第であります。まだこまかいこともございまして、大体もうすでに新聞等で御承知のとおりでございますが、簡単にございまして、もし御質問でもありましたらお答えしたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) ただいまの御報告に對しまして御質疑のおありの方は御発言をお願いいたします。

○河野謙三君 私は、ここにおいで

とだからということ、外務省の出先機関はむしろその情報の連絡に遠慮しておられたといふような形があらうと思ふ。であるから、そういうことを知らずに監督はどんどん出ていく、選手はどんどん出だしていく、行つてみたらいへんかといふことになつてゐる。できたことは仕方ありませんが、今後におきまして、私は今のインドネシアの問題も、スポーツのことであるから、対外的には一切スポーツ団体がやるんだ、形式はそれでなければいけませんけれども、実質的には、幸い与謝野さんのような世界各國の情勢に通じておられて、しかも、外務省の機関とは非常に密接な連絡を持つておられる。やはり国際情報といふものを外務省を通じてよくキャッチされないとはいけません。こゝろから、政府機関はえてしてスポーツのことには引込み思案である。スポーツ団体はスポーツのことはおれ

とでございすから、できるだけ外務省及び政府の意向というものをよくわれわれが意に体するように密接な連絡をとっていきたい。ただ、今もお言葉にありまして、外に向かつては慎重に、軽々にもが言えないような事態でございすために、主としてJOCにこの問題は研究していただく、こういう態度をとっておるわけでありまして、実際は河野さんのお説のとおりにやっております、こう考えております。

○河野謙三君 私は希望を申し上げておきますが、インドネシアの問題が起つて以来、評論家の発言は自由でございすけれども、組織委員会その他体育協会に關係のある名士の方々のいろいろの意見を言われておりますが、その意見の中に、少数ではございすけれども、この際日本が仲介の勞をとったらいだらうとか何とかいうのが、出ておりますが、不謹慎きわまると思うのです。私はそういうことは、あれやこれやを拝見いたしました、この際私は前段申し上げたような意見を申し上げたわけなんです。幸い事務総長も形式はともかくとして、実質的には君と同じだとおっしゃるなら、私は今後組織委員会等の会合がありました場合に、この点につきましては、もう少し慎重にひとつ発言をしてもよろうにしなければ、非常に国際的な大きな影響があると思う。政治とスポーツは別だといひましても、政治がからまないスポーツは今通用しませんよ。ところが、スポーツ界の人は、大体においてスポーツのことは知っておるけれども、国際情勢は知らぬ、政治はわからないという方が比較的多いのじゃ

ないかと思うのです。そういう方の発言が、悪意というのではないでしょうけれども、結果的に悪い影響があると思うので、この際私は特に申し上げたわけですよ。

ちよつと私は別の問題でもう一つ。ちよつと事務総長がお忙しいところにおいで願つたので御質問申し上げますが、まあお骨折りで組織委の会長はきまりました。しかも、非常にりっぱな方がきまりました。私は喜んでおるのですが、肝心かなめの強化本部の部長ですが、これはきまらないのです。これは一番重大な任務を持つてゐるのです。幾ら予算がきまりました。強化案に対して非常に重点的に予算を組みましても、その指導者である強化本部長がきまらないのはどういふわけなんです。きまりましたのか、それともきまらないのか、もしきまらないければ、いつごろまでにきまるのか。もしおわかりでしたらお見通しをお聞かせ下さい。

○参考人(与謝野秀君) お答えいたします。前段の、スポーツ評論家といえども軽々に発言すべきでないことは、実は私が東京に着きました晩から申し上げておることございまして、全く御同感でございます。

ただいま選手強化本部長の席が空席になつておるといふお話でございまして。私は体育協会及びJOCには一つの肩書も持っていない、形式的に全然無關係なのであります。ただ会長初めいろいろ折衝する機会が多く、いろいろ及聞することも多いのであります。強化本部長を早くきめたいということ、体育協会のほうで熱心に目下選考を進められてゐるということ聞いております。それ以上のこととは私と

しても存じませぬわけでありま。

○河野謙三君 それは組織委員会としては、強化本部長の問題は外の問題ですけれども、しかし、私は外とも言えないと思うのです。組織委員会というものは勧告も、指導もしたらいひいと思う。これはほかの事務局の一部長が空席であるとか何とかといふことと違ひまして、もう一年ちよつと控えていよいよやるのでしよう。その場合に一番大事な、準備の中でも一番重点を置かなければならぬ強化本部長がきまらないといふことは、組織委員会としても十分関心を持つておられる、関心を持つただけでなしに、ぜひそういう発言もあつたといふことで御勧告をいただきたい、私はこう思います。

その他この前、私が伺いましたスポーツ用具の検定ということにつきましては文部省の方が見えておりますから、後ほど私がお尋ねすることにして、一応私の質問は終わります。

○参考人(与謝野秀君) ただいまのお話の点は、私がまた石井体育協会会長、ないし竹田JOC委員長とお目にかかるときに、御発言が委員会であつたといふことを私からお伝えをいたしたいと思ひます。

○田中一君 そうすると、アラブ各国で十何カ国が参加しないといふ通告があつた場合に、またそういう気配があつた場合に、組織委員会はどのような態度をとらうとするのか、そのまゝ何もお出ないものはしょうがないといふようなことになるのか、あるいはスポーツマン精神に徹して、政治云々というのではなくて、出てくれといふ要請をしようとするのか、心がまえの問題です。結局だが、どの国のどの民族が

辛いとか不幸だとかといふことではないと思うのです。したがってフェアにスポーツ精神に徹した行動といふものは許されるべきだと思ひます。何か自分の一つ一つの発言の陰に、何らかの一つのものをもちながら発言するところに不純なものがあり、かつまた国民の批判もあるかと思ひます。したがつて、あなたの場合、東京大会といふものに最善の努力をするといふことは、出ないものはやむを得ないからうっちゃっていくといふことなのか、あるいは最善を尽くして参加を勧めるのか、その点はどういふ心がまえを持つておりますか。

○参考人(与謝野秀君) お答えいたします。先ほどから申しましたとおり、組織委員会としては、あらゆる国が東京大会に参加してくることを望んでゐるものであります。また最後の瞬間までそのつもりで準備を進めてきたいわけでございます。今度のインドネシアの問題、それが波及してアラブの問題が起つてしまつた場合に、これに対してどう善処するかは、もつぱら日本オリンピック委員会というほうで研究していただき、実質的にはわれわれとして、こういうこともある、こういう智恵もあるといふことは、裏ではいろいろ皆話し合ひますが、組織委員会といふものは東京の大会を準備する委員会である、そういう建前で行きたいと思ひるのであります。また、それじゃ今後参加を要請するかどうか、仲裁するかどうかといふことは、先ほど河野委員長からの御発言がありました趣旨で、今日のところは慎重に構えて参りたい、こう考えております。

○委員長(加賀山之雄君) それでは、与謝野事務総長の御報告にかかる問題につきましては、この程度にいたします。

○委員長(加賀山之雄君) 次にこの前に引き続きまして、オリンピック東京大会準備等に必要資金に充てるための寄付金付製造たばこの販売に關する法律案を議題にいたします。質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○田中一君 専売公社の三十八年度の事業計画といひますか、これはやはり政府に出すのでしよう。その中で今度の三億本といひましたか、オリンピックの計画はどういう工合に折り込んであるのですか、予算的に。

○説明員(阪田泰二君) 三十八年度の予算につきましては、ちよつと一年分、大体一年間のたばこを売ることになりまして、全体三億本でありまして、三十八年度一年分といふことで二億本の売り上げを予算の収入なり、また計画に見込んでおります。

○田中一君 じゃせん専売公社もたばこの商人です。結局一応バランスをみながら、決算面のバランスを考えながら、国民が求めるもの、売れ行きがいいもの、売れ行きのいいものは国民が求めるものなんです。そういうものを選んで製造して販売するのだと思ひます。したがつて、どのたばこが売れ、思惑違ひでどのたばこが売れなくなつたといふこともあらうと思ひます。が、そういう点についてはどこからか、そういう悪いたばこは売らなかつた、また製造したものを、その葉を再生することもあると思ひますが、そういうものに対しては——私はちよつとそのほうはわからぬのですが、大蔵省がそれを監督するといふ立場になつてゐる

のか、そしてまた、それらの報告ですね、経営上の報告というものに対してはどこかで何か制肘を受けるようなことがあるんですか。それとも公社が自分でやって、失敗は失敗、よく売れたものは売れたものというので、その経理をそのまま報告すればいいということになっているんですか。

○政府委員(片桐良雄君) 大蔵省の立場から一応御説明申し上げます。

専売公社が専売事業を営むにつきましては、公社として成立いたしましたゆえんがやはり経営の自主制ということとを考へての措置でございます。もちろん大蔵大臣の監督下にあるのでございしますが、今おっしゃいましたように、どういったことを作るかと、どういったことをどういうふうにして売るとかということは公社の経営に属することなのでございまして、これは公社が責任を持ってやっております。もちろん、その間におきまして大蔵省といたしましては、自主的とは申しながら、やはり政府の重要な仕事をやっておりますので、十分な監督並びに協議、意見の開陳等をいたします。理事会等におきましては大蔵省を代表いたしました私が出席いたします。一緒にいろいろ意見を交換しながら、大蔵省の意見も十分に公社にお伝えし、その上で公社が自主的にいろいろなことを考へてやっております。事業計画もやっております。ですから、もちろんたばこのよしあし、味のどういったところをどういふふうにするかということも公社の経営権に属するものとして、私どもは十分その意見を尊重しながら、かつ国家の要請するところに従いまして意見があ

るときにはこれを申し上げている、こういうことでございします。

○田中一君 新しくオリンピックアスを発売する。これが売れない場合には、少なくとも国民のたばこを媒体とする寄付行為というものが縮まるわけなんです。一体専売公社あるいは政府として——うしろの政府として、国民から寄付金を徴収するための手段としてオリンピックアスを発売しようという考えに立っているのか、あるいは積極的に国民が喜んで出すという機会という媒体を何に求めるかというところでもきたものか。それから組織委員会の問題ですか、このたばこの問題は——

うなると、組織委員会としては新しいオリンピックアスというたばこを出して、これが一応予想される三億本ということとを考へれば、三億本という寄付金を国民から強奪するんですよ、結局ね。ということとは、こういう新製品のたばこによつてその方法をとるのが一番適当であるという判断に立ったのか、私はその点の真意がまだ明らかに理解できないんですよ。一番国民が求めている、まあどういったばこかしらぬが、私はピースを吸っています。ピースならピースに小さい額の、あるいは何かの形でもつてそういうたばこを寄付行為を行なうような機会をピースならピースに乗けてやつた場合には、非難もあらうけれども、まあ国民に受けるか受けないかはこれからの問題でしょうけれども、あるいは場合によればもっと高価なたばこもあると思うんです。そういうものには割高の寄付行為をくつつけるようなものも私は考えられると思うんですよ。だから、公社の意思というものは、何もオリンピック東

京大会に対して貢献してない。商売の道具に使っているにすぎないんです。ですから、そういう点が非常に解理しにくいのですが、どうなんですか、その点は。なぜこうしなければならぬものか。なぜ新しい新製品に寄付金というものを乗っけなければならぬ、寄付金というものをくつつけて販売しなければならぬのか。その点がほんとうに理解できないのです。公社の意思というものは何もないのです。あらゆる費用、取り扱ひの費用も全部東京大会というか、開催側のほうに持たして、それで一箱五十円、二十六円三十七銭という販売のあたりまえな利潤というか、剰余金知りませんけれども、そういうものを取り上げるといふことは、はなはだ理解に苦しむのです。むしろ公社はオリンピック大会に対して自分のほうからある一つの寄付行為とか何とかいうものを考へべきものじゃないかともわからぬ。しかし民間の各団体は、またスポーツ団体等も、プロの世界でも、標識、五輪—五つの輪です、あれを使う場合にはどういふことをやっている。一生懸命金集めをやっている。その諸経費を引いて寄付をやっているんです。実費を引いて。公社の場合には、ピースを売つたり新生売つたりするのとちつとも変わらない形でもつて媒体としての役目を果たしているにすぎないと思うんですよ。一面、売れない場合には損失を受けるのじゃないかということはいいますけれども、これは売れますよ。ピースの広告なんか盛んに出しているから、売れそうなのは、購買力をそそるものはいくらもやっています。ですから、そういう点の真意がわから

ないのですよ。大蔵省が押えているのか。専売公社の役員会では、専売公社としても、ひとつ何かそれによつて利潤のうちに幾らかでも寄付しようという考えが出たのか出ないのか。そんなことはいいないといつて監理官が押えたのか。どうもそういうところが国民にだけいろいろな意味の負担をしいるというところが見えるのじゃないかと思うんです。そういう点はどういう経緯なんですか。

公社の御協力を得て資金を調達する方法といたしましては、愛煙家の方、スモーカーに御協賛をいただくか、あるいはこの前の案はたばこに広告のカードをつけて、これは結局その企業、会社等がスポンサーになって御協賛をいただく、どちらの方法かということにつきましては、率直に申し上げますれば、私どもでもできるだけ一般スモーカーの方にお願ひできないうるかとお願ひに上がったのですけれども、これはなかなか、あるいは監理官から御説明があるかと思いますが、考え方によつては問題があるということ、当時、現在できておりますように、広告によるといふことになった結果は、先日御説明申し上げたとおりで、三十七年度では一応中止した格好になっております。

○参考人(与謝野秀君) 最初に組織委員会に御関係いたしましたことからお答えいたします。オリンピック準備の組織はオリンピック組織委員会、また資金関係につきましては特別な財団法人として、資金関係はそちらでいろいろ頭をひねつていただいているわけでありまして、もちろん、そこから集まりました国民の寄付、その他政府の補助、全部ではありませんが、組織委員会がこれをいただいでオリンピックの準備をいたしているのではありませんが、オリンピックアスであれば国民の寄付の強奪であり、ピースであればその懸念は少なくなるという点になります。やはり資金財団のほうでこれをお考えになりまして、組織委員会としてはちよつとお答えいたしかねるわけでございます。

そこで、今回のお願ひというものは、全く愛煙家の方の御協賛をいただきたい。それにはどうしても専売公社が、やはり新種のたばこを出し、それに寄付金をつけて売らさないと、たとへば、あるピースは四十円である、あるピースは寄付金がついて五十円といふと、これはなかなかたいへんなことだ。そこで、いろいろ専売公社、大蔵省の監理官等におかれまして御検討下さいまして、この案なら国会の御承認を得られるだろうということ、御提出になったと存じております。私どもこれが最良の方法ではないかというふうに考へまして、ぜひお願ひいたしたいと、こういう次第でございます。

○参考人(片桐良雄君) ただいま監理官からお話がありましたように、オリンピックに協賛したいといふ

○政府委員(片桐良雄君) ただいま監理官からお話がありましたように、オリンピックに協賛したいといふ

いう気持は、われわれも十分持つて
おたわけでございます。ただ、専売
公社としましては、その本来的な性格
から、直接に専売事業以外に金を出
す、寄与するに専ら金を出し、一種の財
政秩序を乱すことにもなりますので、
これはちょっと不可能なことなんです
でございます。したがって、やはり今
お話がございましたように、公社が御
協力申し上げるけれども、そういった
不都合の起きないような意味での御協
力の方法は、ないものかということにな
りまして、結局、たばこをお吸いにな
る方々の好意に待つて寄付を集める、
こういうことになったわけでありま
す。したがって、大蔵省としまし
ても、積極的にこの法案を、たばこの
発売について、省議をいたしまして、
この方法が一番いいというふうな決定
いたしました。公社にもいろいろ御努
力願って、昨年の夏以来数カ月にわ
たっていろいろ試作品を作りました、
その結果、やっとこれならいけるとい
う品を見出しまして、今日ここにこの
法案としてできたわけでありま
す。したがって、公社としましても、も
し、こういうことがございませんでし
たら、こういうたばこがでさう上った
かどうかという、私は非常に疑問に
思うわけでありま
す。公社にしまし

けるということとは、私どもは当初から
考えなかったの
でございます。こ
うい
う形
でや
ります
のは、あくまで新
品種
で、し
かも
オリ
ンピ
ック
にふ
さわ
しい
りっ
ぱな
品
格を
持
た
た
ば
こに
いた
し
たい
とい
うこ
とで、
今日
まで
参
つ
た
わ
け
で
ご
ざ
い
ま
す。

○田中一君 せんだつての委員会
報告された五十
円の内訳という
もの、こ
れは
わ
か
り
ま
し
た
け
れ
ど、
こ
の
中
か
ら
何
ら
か
の
寄
付
行
為
が
さ
れ
る
よ
う
な
も
の
が
出
る
な
ら
ば、
こ
れ
が
今
ま
で
の
経
営
体
系
を
乱
す、
経
理
体
系
を
乱
す
の
だ、
こ
う
い
う
こ
と
だ
と
思
う
の
で
す。だ
れ
が
そ
う
い
う
こ
と
を
言
う
の
で
す。乱
す
だ
と
か
乱
さ
な
い
と
か、
だ
れ
が
言
っ
て
い
る
の
で
す。管
理
官
が
言
っ
て
い
る
の
で
す。大
蔵
大
臣
の
見
解
で
言
っ
て
い
る
の
で
す。こ
う
い
う
こ
と
で
す。か。

○政府委員(片桐良雄君) 現在の法
秩序のも
とで
さ
う
い
う
こ
と
に
な
っ
て
お
り
ま
し
て、
も
ち
ろ
ん
立
法
措
置
が
講
ぜ
ら
れ
ば、
こ
れ
は
別
で
あ
り
ま
す。現
在
の
専
売
公
社
法
の
も
と
で
は、
さ
う
い
う
こ
と
に
な
っ
て
お
り
ま
す。

○田中一君 今新しいたばこを作るた
めに、この立法院へ法案を提案して
いるのでし
ょう。法律を改
正すればいい
のでし
ょう。

○政府委員(片桐良雄君) 立法されま
すれば、公社
として、も
ち
ろ
ん
ど
の
よ
う
な
こ
と
で
も
で
き
る
わ
け
で
ご
ざ
い
ま
す。

○田中一君 立法されれば——とい
つて、さ
うい
う
気
持
が
あ
る
な
ら
ば、
じ
ゃ、
国
会
で
も
つ
て
さ
う
お
き
め
に
な
れ
ば
け
っ
こ
う
で
ご
ざ
い
ま
す
と
い
う
こ
と
で
す。ね。

○政府委員(片桐良雄君) 国会は、も
ちろ
ん
国
の
最
高
機
関
で
ご
ざ
い
ま
す。か

ら、国会でおきめになったことは、も
ちろ
ん
政
府
は
こ
れ
を
ち
ゃ
ん
と
実
施
い
た
す
つ
も
り
で
ご
ざ
い
ま
す。

○田中一君 すべてさうい
う形でもつ
て、責任を回
避しようとい
うようなこ
とばか
りや
つ
て
い
る
ん
で
す。よ。積極
的
に
や
ら
う
と
す
る
な
ら
ば、
こ
れ
は
新
し
い
特
別
措
置
法
な
り
特
別
立
法
で、
金
は
ひ
と
つ
も
う
三
億
円
程
度
の
三
億
本
な
ら
三
億
本
程
度
の
も
の
は、
何
と
か
国
と
し
て
も、
こ
の
面
か
ら
は
み
出
し
て
も
い
い
じ
ゃ
な
い
か、
あ
る
い
は
こ
う
し
た
利
潤
的
な
二
十
六
円
三
十
七
銭
と
い
う
も
の
は、
縮
め
て、
お
い
し
い
た
ば
こ
を
安
く
売
っ
て、
さ
う
し
て
た
く
さ
ん
売
り
上
げ
て
も
ら
う
と、
あ
る
い
は
記
念
だ
と
い
っ
て
秘
藏
す
る
人
も
あ
る
か
も
し
れ
な
い。こ
れ
は
も
う
厳
密
な
意
味
の
生
活
の
問
題
と
か
資
金
の
問
題
等
々
の
さ
い
理
屈
は
言
い
ま
せ
ん。一
応
民
族
の
祭
典
と
い
う
か、
世
界
の
祭
典
と
し
て、
今
度
東
京
大
会
を
持
つ
な
ら
ば、
さ
う
し
た
む
だ
も
あ
ら
う
か
と
思
う
の
で
す。そ
れ
な
ら、
あ
な
た
方
が
与
え
ら
れ
て
い
る
権
限
の
中
の
判
断
だ
け
で、
今
の
二
十
六
円
三
十
七
銭
と
い
う
利
潤
を、
そ
の
ま
ま
の
形
で
持
つ
て、
さ
う
し
て
増
収
を
は
か
る
と
い
う
考
え
よ
り、
も
う
少
し、
こ
れ
は
大
蔵
大
臣
に
聞
く
べ
き
か、
総
理
大
臣
に
聞
く
べ
き
か
知
ら
ぬ
け
れ
ど、
あ
な
た
方
が
行
政——
結
局
よ
く
小
引
利
得
君
が
言
っ
て
い
る
よ
う
に、
現
在
の
政
治
に
は、
行
政
は
あ
る
け
れ
ど
も
政
治
が
な
い
と
い
う
こ
と
で
す。ほ
ん
と
う
に
国
を
あ
げ
て
の
祭
典
で
あ
り、
か
つ
ま
た
人
類
の
祭
典
で
あ
る
な
ら、
政
治
を
持
た
な
い。行
政
面
か
ら
だ
け
判
断
し
て、
さ
う
し
て
も
し
進
ん
で
い
る
な
ら、
あ
な
た
方
の
権
限
で
で
き
る
な
ら、
何
も
国
会
に
新
製
品
な
ん
か
出
す
必
要
は
ご
ざ
い
ま
せ
ん。ほ
ん
と
う
に
出
し
て
ま
で
や
ら
う
と
す
る
な
ら、
り

ばな東京大会を持ちたいというなら
ば、そ
こ
ま
で
の
政
治
的
な
夢
を
も
つ
て
共
鳴
す
べ
き
で
あ
る
と
思
う。さ
う
し
て
そ
れ
を
国
民
に
訴
え
る
べ
き
で
あ
ら
う
と
思
う。
だ
か
ら
私
は
も
う
こ
れ
以
上
言
い
ま
せ
ん。あ
と
大
蔵
大
臣
に
一
べ
ん
来
て
い
た
だ
い
て、
さ
う
し
て
最
後
の
集
約
し
た
質
問
に
言
っ
た
こ
ろ
が
も
う
始
ま
ら
な
い。と
に
か
く
言
っ
て
い
る
こ
と
が
全
部
官
僚
が
言
っ
て
い
る
言
葉
な
ん
で
す。ま
た
総
裁
に
し
て
も、
が
ん
じ
が
ら
め
に
締
め
つ
け
ら
れ
て
い
る
機
械
の
一
つ
が
も
の
を
言
う
ん
だ
か
ら、
言
っ
た
つ
て
し
よ
う
が
な
い。問
題
は
政
治
で
す。よ、
政
治。え
ら
い
も
の
引
き
受
け
た
と
い
う
考
え
を
持
た
な
い。で、
政
治
と
い
う
の
も
国
内
政
治
で
す。よ。外
国
と
の
政
治
的
な
も
の
で
は
な
く、
こ
れ
を
援
助
し
よ
う
と
い
う
政
治
が
必
要
だ
と
い
う
こ
と
を
言
っ
て
い
る
わ
け
で
す。関
与
す
る
政
治
は
ご
ざ
い
ま
せ
ん。私
は
ス
ポ
ー
ツ
に
は
政
治
は
介
入
し
て
は
い
か
ぬ
と
思
い
ま
す。ど
こ
ま
で
も
い
か
ぬ
と
思
い
ま
す。し
か
し、
こ
れ
を
国
民
に
知
ら
し
め、
国
民
の
共
感
を
仰
ぐ
に
は、
政
治
力
が
必
要
で
あ
り、
さ
う
い
う
意
味
で
答
弁
は
要
り
ま
せ
ん。か
ら、
委
員
長、
次
回
に
は
ど
う
し
て
も
大
蔵
大
臣
に
来
て
い
た
だ
き
たい。も
し
大
蔵
大
臣
で
不
十
分
な
ら、
総
理
大
臣
に
来
て
い
た
だ
き
たい。こ
の
要
望
し
て、
質
問
を
終
わ
り
ま
す。

○河野謙三君 ます、公社に伺います
が、公社はオリ
ンピ
ック
に
協
力
す
る
体
制
で
す。か、
協
力
す
る
と
い
う
気
持
は
な
く
で、
た
だ
そ
の
機
関
を
貸
す
と
い
う
の
で
す
か。協
力
と
い
う
体
制
で
な
い
の
か。ど
う
し
て
か。そ
れ
を
基
本
的
に
伺
い
たい。

○説明員(阪田泰二君) 公社といたし
ましても、も
ち
ろ
ん
オリ
ン
ピ
ック
に
御
協
力
申
し
上
げ
る
気
持
を
十
分
持
つ
て
お
り

まして、その方法として、今回かような
新種たばこ、寄
付金付たばこを
発売す
る
と
い
う
こ
と
を
考
え
た
わ
け
で
ご
ざ
い
ま
す。協
力
と
い
う
形
が
直
接
公
社
の
支
出
と
し
て
寄
付
金
を
出
す
と
い
う、
負
担
す
る
と
い
う
さ
う
い
つ
た
形
に
は
出
て
お
り
ま
せ
ん
が、
こ
れ
は
先
ほ
ど
来
い
ろ
い
ろ
の
話
に
出
て
お
り
ま
す。よ
う
に、
公
社
の
性
格
と
い
た
し
ま
し
て
は、
や
は
り
専
売
に
よ
り
ま
し
て
財
政
収
入
を
上
げ
る、
こ
う
い
う
形
が
基
本
に
な
っ
て
お
り
ま
す。機
関
で
あ
り
ま
す。の
で、
も
し
さ
う
い
う
形
で
オリ
ン
ピ
ック
の
資
金
に
寄
付
を
す
る、
こ
う
い
う
必
要
が
ご
ざ
い
ま
す。よ、
公
社
の
利
益
を
上
げ
て
一
般
会
計
に
納
付
さ
れ
て
お
る
わ
け
で
あ
り
ま
す。か
ら、
一
般
会
計
の
ほう
で
さ
う
い
う
も
の
は
出
し
て
い
た
だ
く、
こ
れ
が
財
政
法
の
建
前
の
筋
道
で
あ
ら
う、
私
ど
も
は
さ
う
考
え
て
お
る
わ
け
で
あ
り
ま
す。

○河野謙三君 私は何も協力しなけれ
ば、寄
付
を
し
な
け
れ
ば
協
力
じ
ゃ
な
い
と、
そ
ん
な
こ
と
を
言
っ
て
い
る
の
じ
ゃ
な
い。気
持
の
上
で
も
い
い
ん
で
は、
協
力
す
る
気
持
で
あ
る
か
ど
う
か、
協
力
と
は
何
か
と
い
う
こ
と
を
私
は
聞
き
たい。協
力
す
る
と
い
う
な
ら、
何
が
協
力
だ、
ど
こ
で
協
力
し
て
い
る
の
だ。具
体
的
に
物
心
両
面
ど
ち
ら
で
も
い
い
の
で、
協
力
だ
と
い
う、
協
力
す
る
と
い
う
こ
と
で
し
ょう。こ
の
提
案
理
由
に
も
従
来
も
協
力
し
て
き
た
と
書
い
て
あ
る。こ
れ
は
何
を
協
力
し
た
か
知
ら
ぬ
け
れ
ど、
今
後
も
協
力
す
る
の
だ、
協
力
の
一
助
と
し
て
こ
れ
を
や
る
の
だ、
協
力
の
実
は
何
か、
何
が
協
力
で
す。寄
付
だ
け
を
協
力
だ
と
言
っ
て
い
る
の
じ
ゃ
な
い、
寄
付
も
協
力
で
し
ょう、
そ
れ
以
外
に
も
協
力
の
仕
方
は
幾
ら
で
も
あ
り
ま
す、
ど
う
い
う
こ
と
を
協
力
だ
と
言
っ
て
い
る
の
で
す。か。

払いですよ。そうでしょう。あなたのほうで現品と引きかえでしょう、金は、そうでしょう。同じことでしょう。それを今度は十円だけ、これは取

れない金じゃないんですから……。五十
十円で売れる場合と六十円で売れる場合と
あるというのじゃないんだから……。
これは定価は五十円でも、実質的には
六十円でなくちゃ売れないから、あな
たのほうで代払いをする、売って初め
て金を取る。その間に十日あるか、十
五日あるか二十日あるか、その金の金
利という問題は起ってきませんよ。だ
けれども、立てかえ払いは一一般のた
ばこと同じじゃないですか。十円だけ特
に立てかえ払いということはおかしい
じゃないですか。

○政府委員(片桐良雄君) この場合に
は、たばこ店が取ります手数料とい
いますか、たばこ販売のためのたばこ店
に行きます手数料と俗に言ってお
りますが、これは五十円の定価に
何%とかかるわけでございます。六十
円ではたばこ店が買いました、その十
円分全部についてのたばこの普通の販
売手数料をもらうわけじゃございませ
んの、小売店としては、十円分
については、やはり今先生がおっしゃ
いましたように、金利の負担問題とか
いうことが起きてくるわけございま
して、公社としてはちよつと小売店に
そういう意味の犠牲をしているという
ことはできにくいと、こう思います。

○河野謙三君 たばこ屋さんから六十
円を取ると、六十円に八%です
か、何か手数料の基準はそれでやらな
ければならぬと、そうすると五十円
の場合は四円ですけれども、六十円
の場合は四円何がいになると、そうしな
ければたばこ屋さんに相済まぬと、そ
ういうことをおっしゃるんですか。

○政府委員(片桐良雄君) さようござ
います。たばこ屋さんは六十円現金

引きかえに現品をもらいまして、彼ら
の歩合になるのは五十円分についてだ
けということになりますと、販売意欲
が落ちますし、全部公社のたばこ販売
方法というのは、小売店がこういうた
ばこをほしいと言ってきた、その必要
なたばこを渡しておきますので、小売
店がそのたばこはほしいくないというこ
とをいわれまして、そのたばこは売れ
ませんので、販売政策上からもどうも
好ましくないと考えております。

○河野謙三君 私は百歩譲りまして、
手数料をいかに安くするかということ
で、今私が言うように、六十円取っ
ちゃって、別計算で、帳簿整理も送金
も要りませんね。手数料が一番大きい
のですから、あと残の問題は、あなた
が言うように、五十円の手数料が、六
十円の手数料かという問題が残るわけ
だな。一般の手数料として五十円のも
のを六十円にした場合に、五十円じゃ
四円だと、六十円じゃ幾らになるん
ですか。

○政府委員(片桐良雄君) 四円八十銭
というふうになります。

○河野謙三君 そこで、今度はたばこ
屋さんの側でも、たばこ屋さんがこの
オリビックに一切協力することはい
やだとは私に言っていないと思うんだ、
専売公社に言っているたばこ屋さん
が……。専売公社に私は協力すべきだ
と言っているが、たばこ屋さんだつて
あなたのほうで言わねえなつて協力は
しますよ。何でそんなにたばこ屋さ
んに、はれものにさわるようにされる
んですか。圧力団体だからおそろしい
と言ふのなら、それはわれわれが言う
ことで、あなたの方の言うことじゃない
よ。われわれに、たばこ屋さんおそろ

べしという議論があるかもしれないけ
れども、あなたの方が、専売公社がそ
んな議論をすべきじゃない。筋の通つた
ことならたばこ屋さんに協力を求めた
らいいじゃないですか。話がだんだん
詰まってきたからわかつた。要する
に、たばこ屋さんのごきげんをとつ
て、たばこ屋さんの一切痛くもかゆく
もないようにしてやらなければ相済ま
ぬということがこういう形になつて出
てきた。こういうことではないか。そう
でしよう。私はもうこれ以上議論しま
せんが、あとはいづれ法制局に來ても
らいまして議論しますが、いづれにし
ても、今度の法律というのは、専売公
社から始まって、たばこの小売屋さん
に至るまで、協力なんという字はおこ
がましくて使うわけにいきませんよ。

何にも協力なんかしてやしないじゃな
いのですか。だから、私はせめて國民が
オリビックの財団に寄付するといふ
十円に手をつけずにやつたらいいじや
ないか、それに対して、たばこ屋さん
じゃなくて、大もとの専売公社のほう
で、何か――私は結論をあんまり言っ
ちゃいかぬけれども、これを何とか経
費を持てやろうと思えば、どんな方
法でも持てると思う。テレビやラジオ
にあんなはでな宣伝をする宣伝費用ま
で持つていけるのだから。役所のこと
から、金はあつたけれども、ただその一
つの費目に当てはまらなければこの金
は出せないということであるでしよ
うけれども、専売公社だつて、営業費の
中にいろいろの引き出しがあるはず
だ、いろいろな科目が。そのどこかの
引き出しの中から出してやろうと思え
ば出せると思う。それを出せないよう
に、出せないように、窮屈にやるから

私は出せないことになると思う。それ
はいずれにいたしましても、この次に
委員長にお願いしますが、法制局をひ
とつ呼んでいただいて、この問題につ
いて法制局の見解を伺いたいと思いま
すから、これだけ要求しておきます。
○参考人(堀 勉君) 私、財団の立場
からちよつと皆様に発言させていただきますが、今回のこの問題につきま
しては、大蔵省、専売公社、国会にかけ
まして、各委員の皆さんが御配慮いた
だいてまことに恐縮に存じております。
ただ、専売公社の御協力のことにつき
ましては、三十六年度に実施しまし
たときは、前の法律によつて御協力を
いただきました。三十七年度は、とにか
く一応新しい方法を検討しようといふ
ことでございまして、その間、全
然法律に基づくとこの措置は実施は
いたしませんのでございまして、御
案内のようにこれは国会の皆様方にも
御協力をいただいておりますが、十
募金の際には、三十七年度は全然何
もやらぬから、それじゃ十募金の点
について協力してやろうということ
で、小売商の方々から御協力をいた
だきました、その際に専売公社からも
非常なお力添えをいただいたような次
第でございまして、それで、今回よう
く私も前から熱望いたしておりました
と、とにかくたばこの寄付金にして発
売していただくという法案が国会に御
提案になったわけでございまして。経費
の問題につきまして、私も皆さん方に
反対申し上げる意思も何もございま
せん。また、意見を申し上げる必要
ないのでございますが、公の機関とし
て、郵政省、電電、その他の三公社の
御協賛をいただいた場合に、その企業

体は特別の経費の支出はなるべくこれ
は避けまして、ともかくその目的に
よつて広告なら広告を出そうという
の御協賛をいただく、たばこにつ
きましては、たばこをお好きな方に御
協賛をいただく、こういう形で郵政省
及び三公社というものをお願いしてい
るような次第でございまして。在来三
公社にも政府機関ないし準政府機関
として、一般の民間の個人の団体、
会社等の御協賛をいただくとともに、
先般御提出しましたような全体の資
金調達見込額に、各方面からの御
協賛をいただきまして、ともかくで
きるだけ早い機会に、もう大会開
催のために、選手強化の経費とい
うものの資金はもう十分だといふ
ところに到達したいと念願いたして
おるような次第でございまして。ど
うぞよろしく。

○河野謙三君 観さんからさうい
うことをおっしゃられると、私はさ
ういふことを言わなければならぬ。
あなたに、専売公社に協力を求め
ておっしゃるが、一方において民間
に対して協力を求めておるでしよ
う。それと同じ態度で政府機関に
も協力を求めなければいけません
よ。あなたが協力を求めたときに、
こういふことを言つて、経費を全
部取つて、残りだけ出しますとい
う、そんな協力あります。あなた
は民間のほうを代表します。あなた
から積極的のこの法案についてどう
いふことを言えと言ふのは、な
い。ただ、あなたのは大きく民間
にも依存しているでしよ。政府機
関にも依存する。その場合に、同
じ態度でなければいけません。一
方はちゃんと協力――私はこの提
案理由が

気に入らない。協力という字は消して
もらいたい。何も専売公社は協力して
おらないじゃないか。内容何もない
じゃないですか。内容がないものを協
力しているやにいても、どこにどう
やってみても協力なんてありません。
民間のほうが実質的に協力してありま
すよ。協力の実をあげています。た
だこれはひさしを貸しているだけじゃ
ないですか。専売公社というのは、こ
れは国民の機関ですよ。国のものでは
ない。国のものですか。国民のみんな
が希望するようにやる。国民は一方に
おいて個人々々が協力している。国の
機関によって協力することを国民は私
は希望すると思う。私はそういう資金
財団の観点としてのあれはよくない
と思う。民間は異存あります。私自
身異存あります。民間のほうでも協
力しているのだから、どうぞあなた
のほうでも協力の内容について、とや
かく言わぬで協力してもらいたい。専
売公社は協力しているというが、協
力していないじゃないですか。提案理
由からこの協力という言葉は消しな
さい。

○参考人(鮎 勉君) 決して先般来の
各委員の皆さん方の御発言に対して私
は異存を申し上げてたいま申し上げ
たのではないのでございまして、た
だいままで郵政省並びに三公社に御協力
をいただいておりますのはこういうよう
な点でございまして、今御指摘のよう
に、民間のほうでも積極的な御協力と
御協賛をいただいておりますことは、
おっしゃったとおりでございます。こ
の点については全く私も別の考えを
持っておるわけではないのでありま

す。ただ若干、公の郵政省になります
と、これは国の基金になります。そ
ういふようなものにつきましては、私
も当初の出方としては、何とか全
面的に郵政省あるいは三公社が事業官
庁といたしまして御協賛をいただい
たかというふうなお話を申し上げたこ
ともあるのでございまして。しかしな
がら、それは御案内のようにオリジン
ク大会の経費並びに選手強化の経費も
国の補助金が出ておりますので、財団
に、ある意味においては税金あるいは
それに準ずるものを入れるのはおか
しいじゃないか、やはり一般民間の方
からの資金をできるだけ財団に集め
て、そういうふうな形で、いやしくも
公の金となれば、これはやはり補助金
というふうな形でやるべきだという
ような御意見も当時拝聴いたしました
次第でございまして。一昨年できまし
た法律の趣旨はそういうふうなことで
一応便宜を与えるというふうな表現で
郵政省及び三公社の御協力をいた
さうになつておると、そういうことを
先ほど申し上げたような次第でござ
います。

○河野三三君 くだいですが、
あなたから専売公社に私の言うよう
なことを言えと言いませんけれども、
あなたは聞きのように、これには専
売公社の協力という字が書いてある
けれども、協力の内容は何もないじゃ
ないですか。一般の会社でも個人でも、
今でもそうだが、これからは来年のオ
リンピック大会までいろいろな形で
協力しなければいけません。みんな自
分の生活資金の中から出すのですよ、
よけいな金があるから出すのじゃない
です。たばこを買いにしても何を

しても、みんな自分の生活資金の中
からオリジンピックに、少しオーバーな
表現をすれば、血の出るような金を出
すのですよ。それを政府機関だからと
いって、権力を持っているからとい
って、一方的に自分だけの土俵をきめ
て、そうして自分たちの従来の仕事
のしきたりそのままでやって、一歩も手
をつけずに、これからはみ出した分
だけ金を出さう、これは協力じゃな
いじゃないですか、それを私は言っ
ています。あなたは方々資金財団の寄付金
集めて御苦労なさつておるでしょう、
どういふ形でみんな出していますか、
よけいな金、余った金、うっちゃら
す金を出しているのじゃないのです
よ。あまりに双方比べると、アンバ
ラになり過ぎるから私は言うの
です。もうこれ以上言いません。この
次に法制局に私は伺います。

○田中一君 政務次官来たら聞いて
おきますが、これはまあ今度の資金
関係は、すべて一つ一つの募金の形
式は大蔵省がタッチしているのです
か、相談にあつた、よしこれはいい
らう、これはやめたらどうだ、こう
いうことを言っているのですか。
○政府委員(池田清志君) 今のお尋ね
にお答えを申し上げます前に、特に
委員長から先ほど来御発言も許され
ておりますので、ただいままでのお尋ね
等と重複をいたし、あるいはまた政府
委員からの御答えにも重複をするかも
存じませんが、しばらくお許しをい
たきたいと思います。

たしましては、十円の募金についての
募集費用を専売公社で出したらどう
かという御意見、あるいは五十円プ
ラス十円の六十円では、買う方々の不便
もあるから、四十円プラス十円の五十
円に格下げをしたらどうかというよう
な具体的なお示しもございました。そ
ういふお尋ねに対しまして、私は専
売制を維持したいつつ、資金財団の募
金につきましても協同をさせていただ
きましては、これが最善なものであり
ますと、こう申し上げておつたので
ありますが、皆様方からもさらによく
討せよ、研究せよと、こういう強い
下命もありましたので、その後、政府
の間におきましてもいろいろと各方面
から検討をいたし、相談もいたして
参つたのです。ところが、やっぱり結
論的に申し上げますと、貴重な御意見
ではありますけれども、専売制度を
維持して参ります建前上、その御意
見に随従することができないという考
え方になつておるわけです。

そこで、くだいですが、少
く申し上げさせていただきますと、専
売公社の仕組みと申し上げますと、本
質と申しましうか、それはすでに法律
にもありますように、「国の専売事
業の健全にして能率的な実施」をす
ることと、こうありまして、しかもた
法律には、専売納付金を国庫に納付
せよと、こういう法律上の義務を負
うておるわけです。したがって専売公
社は、ほかの公社あるいは現業と違
いまして、事業をするばかりが使命で
はないのでありまして、事業をいたし
まして、利益を得まして専売納付金とい
たしまして一般歳入の中にこれを納め

るという至高の命令を受けておるわけ
です。ほかの公社、現業におきまして
は、そうでないのでありまして、事業
すること自体がその存立の使命である
ように私は考えます。その点におき
まして、専売公社自体が特別の使命で
あるということを、私どもは強く考
えておるわけです。そこで一般歳入
におきましては、歳入の私は四本の柱
の一つであると考えております。一般
歳入は、御承知のように、租税であ
りますと、専売益金でありますとか、
そういうものを集めておるのであり
ますが、所得税、法人税、酒税及びた
ばこの専売——たばこ言っちゃ語弊が
あります。——専売納付金というものが
一つの柱になつておるわけです。三
十八年度の御審議をいただいております
予算におきましても、御承知のよう
に、一千五百七十二億円というものを
一般歳入に納付するわけであります。
その数字は、昨年度からいたしますと、
十七億増減しております。そういう
うなこともありまして、専売公社とい
たしましては、この責任の重大性を考
えまして、いよいよ努力をしなければ
ならないと、こう言うふうに言つて
おるわけでありまして、ところでオリ
ンピックにつきましては、たばこ自体は
十円の値打ちのあるたばこでござい
ます。専売公社の本来の事業といた
しましては、五十円のたばこを作つて
販売するというのが使命であります。
そのたばこに、資金財団のお話、協
同と申しましうか、によりまして十
円の寄付金をくつつけて売り出す、
こういうことであるわけです。したが
りまして、五十円のたばこ自体につ
きましては、専売公社は本来の使命に

たがいは、

為をしろとは言っていないのです。ただ、この次に法制局を呼んでもらって、もう少し詰めてみようと思っ
て、もう少し詰めてみようと思っ
ますことは、たばこ屋さんの手数料と
いうものを、それを専売公社の経費の
中で合理的に出す方法がわれわれはあ
るのじゃないかと思っておるのです。
あなたのほうでは、それはないとおっ
しやる。たとえば専売公社は非常に大

きな経費を持っていますよ。営業費と申しますか販売経費と申しますか、テレビの宣伝までやっていますよ。今廣のオリンピックアスを売るにつきまして、相当の宣伝は一般のたばこ同じにしようとしなければいかぬでしょう。そういうふうな一つの例ですが、そういう経費の中に包含してやるような方法も一つの例ですが、そのほかにもいろいろあるでしょう。あるんじゃないか。なければならぬで別です。あるんじゃないかということがわれわれの考え方なんです。もしあるのならばそういう形において……。一般ではオリンピックに自主的に自分の財布から、生活資金の中から民間は協力しておるのだから、専売公社もそれが許されるなら、そういうことで、専売公社全体から見ればたいした金じゃないので、協力の実をあげたらいいじゃないか、こういうことを言っておるので、われわれは、くどく申しますけれども、政務次官が御心配のように専売公の制度にまで入り込んで云々するようなことを言っているじゃない。寄付をしると言っているのでもないのです。十分そういう御心配は承知の上で、その範囲外においていろいろな方法を見出すべくいろいろな質疑をしておる。こういうことでございますから、その点御了解願

います。

○委員長(加賀山之雄君) ほかにこの問題につきまして御質疑はございませうか。——それではこの問題につきましてはこの程度にいたしまして、前回の委員会におきまして、スポーツ用品等につきまして文部省関係の資料が出ておりますが、この資料につきまして河野委員から御質疑を願います。

○河野謙三君 ちょうど組織委員会の事務局長もおられますが、これは直接御関係はございませぬけれども、ひとつぜひ差し繰って聞いていてもらいたいと思う。東京大会を控えて国際的にもいろいろ問題がありますが、まず何も申しまして日本の準備態勢の中において、日本のスポーツ団体を浄化しておかなければいかぬと思うのです。スポーツ団体とかくの批判のあるようなことが残ってはいかぬと思ふ。そこで、その一つとして、私はこの前に文部省にここに出ていますような資料を要求したのですが、各競技団体がスポーツをやるとしては、そのスポーツ用具というものがあつて、陸上におきまして水上におきまして、また、あらゆるスポーツ団体にこれはスポーツ用具がある。その中で、私がたまたまいやなことを聞いておるのは、バレーボールの協会におきましては、協会で雑誌を発行しておる。そのバレーボールの協会ではこのバレーボールの雑誌に広告を掲載しなければ、言葉をかえれば、何万か知らぬけれども相当の寄付をしなければ、その運動具屋さんのボールは、登録はなかなかむずかしいということが一般に流布されております。特に大阪方面では非常にその非難が多いと聞いております。これは一つの例ですが、各競技団体において、ここにありますように、競技団体がそれぞれ検定料を取つておる。これは検定はどういう形でやつておるのか。これだけのボールについての検定料を取る以上は、検定と名がつく以上は、だれにも侵されたいところの厳正申立な検定機関というものがなくちゃいかぬはずだ。ただ判を押しやれば、自動的の金が協会に入つてくる、こういう不見識なものじゃいかぬと思うのです。そういうことを継続することによつて非常にこの社会に墮落が起ります。外国でもみんなやつておりますが、私が知つておる範囲では、そういう不見識な検定はやつていないはずだ。どういふふうによつておられるか、具体的にひとつお示しいただきたい。

○政府委員(前田充明君) 前回、河野先生から御要望がございまして、そしてこの表を作つたのでございます。ただ、前回にも申し上げましたのですが、時間がもしございませんと、またその次に間に合うようにやりますと申し上げたのでございまして、きのう、やつと一応でき上がったような始末でございまして、はなはだ完備したものではないかもしれせんが、御提出申し上げた次第でございまして、検定方法につきましては、私のほうにいたしましては、このスポーツ団体を加盟団体として日本の中央団体、スポーツ団体と申しますか、体育協会を通して調べたのでございまして、検定方法はここに書いてございまして、大体用具委員会というものがございまして、用具委員会が検定をいたしておる。それは一つの例ですが、各競技団体におきまして、ここにありますように、競技団体がそれぞれ検定料を取つておる。これは検定はどういう形でやつておるのか。これだけのボールについての検定料を取る以上は、検定と名がつく以上は、だれにも侵されたいところの厳正申立な検定機関というものがなくちゃいかぬはずだ。ただ判を押しやれば、自動的の金が協会に入つてくる、こういう不見識なものじゃいかぬと思うのです。そういうことを継続することによつて非常にこの社会に墮落が起ります。外国でもみんなやつておりますが、私が知つておる範囲では、そういう不見識な検定はやつていないはずだ。どういふふうによつておられるか、具体的にひとつお示しいただきたい。

うして現実の問題はボール等でございまして、一つ一つやるということではなく、抜き取り検査というような方法でやつておるものに伺いました。

○河野謙三君 体育協会の方も来られておるようでありまして、体育協会は各競技団体の監督機関といひますか、指導機関と申しますか、総括機関みたいなものですが、体育協会はこれに對して何か指示をしておることがあるのですか。たとえば検定料金については一定の基準をきめるとか、また検定をする場合にはどういう事務手続が要るとか、そういうものの指導はしておられますか。

○参考人(山辺貞雄君) 体協幹部がきょう出席いたしておりませんので、次長でございまして、今の御質問に對してお答えいたします。

用具の問題につきましては、体育協会自体は、今までのところ関係はいたしておりません。これは各競技団体が長い歴史の間に、いろいろの資金調達その他の面から、当初は先生も御承知のようにアマチュア競技団体というものが非常に経済力の乏しい弱体団体でございまして、当初は役員が持ち寄りたり、あるいは特に御理解のある関係方面から御寄付をいただいて事業を運営してきた歴史がございまして、しかしながら、競技団体の事業も逐次増大いたしまして、そういう形ではいけないというところで、特に用具に關係のある団体については、その用具の品質の向上あるいは競技技術の向上という面から見ましても、どんな用具でもいいというわけではございせんので、いい用具を指定をして、その用具を使つて競技技術の向上に努めようというよう

な経過で、用具については検定制度を設けて、そうして検定料を徴収して競技団体が計画する事業費に充当しようというふうな歴史からそういうことになつたのだらうと思ひますが、体育協会としましては、この点について直接今お話がございましたように、検定の方法あるいは検定料が適切であるかどうかということについては、今までのところ、正直に申し上げまして全然関与いたしておりません。それらはすべて各競技団体が自主的に今までやつてきたというのが経過でございまして。

○河野謙三君 私は、検定をやつて検定料を取つていかぬというようにことを言つておるのじゃないのです。それは、一つの財源としてこの制度を置き、そうして検定することによつてスポーツ用具そのものの質を向上させ、ひいては競技の向上をはかる。それは、非常に大きなたくさんの方々の目的を持つてやられることはいいんですが、検定をやる以上は、検定者のほうに責任というものがなければいかぬです。その責任を果たしていかぬです。それは、私は水くさいことを言わない。実はみんな知つておるんだ。美津濃なら美津濃から、これだけボールを納めるんだが、証書を送つてくれということ、一べんに五千枚、七千枚証書を送つてやつて、それで金と引きかえ、それだけのことをんだ。それも秩序が乱れてこないうちはいいが、これだけスポーツが盛んになつて秩序がだんだん乱れてきますと、これではいかぬと思う。特に来年の東京大会を控えて、きちつとしておかなければいかぬと思う。特に私は体育協会がこういう問題についてノー・タッチであつ

た——今後またノー・タッチでいくつもりですか。こういう、自分の加盟団体、わがびざに抱いておる子供が、行儀の悪いことをした場合に、ほうっておきますか。どうなんです、これ。そろそろここで検定らしい検定をして、そうして秩序を立てたいんではないですか。調べてもらひなさい、バレーボールの問題でも、私が言うように、バレーボールの協会が雑誌の広告とスポーツ用具の検定をからましている事実が、なければいかぬけれども、あつたら、体育協会はおれは知らぬと、こういうことで通りますか。その他の競技団体みんな調べて下さい。もうそろそろスポーツ用具に一定の基準を設けて、検定料は何パーセントであるとか、検定の事務はどういうふうにしてやるべきかということをきめるべき時期です。むしろ僕は進んで体育協会の中に各競技団体を代表して權威ある人を選んで、検定部というのを設けて、体育協会ではこれを統一してやるべきだという積極的な意見さえ持つておる。与謝野さん、これは組織委員会の問題じゃございせんけれども、スポーツ用具とスポーツ団体の關係については非常に乱れておる。これをひとつ念頭に置いて組織委員会の話をして下さい。同時に、体育協会の会長も組織委員をしておられるから、このままじゃいけません。東京大会を控えて、そのうちに必ずどこかに出る。極端に言う、汚職になるかもしれせん、どうですその点。

○参考人(山辺貞雄君) お答えいたします。正直に申し上げまして、用具の關係については、先般、検定をしておる競技団体の代表にお集まり願いまし

なお、文部省のほうにもバレーの責任者が伺つたと聞いておりますので、そのことは文部省のほうにも通じてあると思いますが、いろいろ御指摘の間

河野三君 さっそく検討して具体化して答えていただくということでございますから、私はこの次になります。その次になりますか、それからその具体案を示されるまでお待ちします。

す。ただバレーの場合は、私はもっと
露骨に言いますと、有名な貝塚という
チームがあるでしょう、あそこの監督
をしておられる——ちよっと名前は忘
れましたが、その方の意見を聞いてご

らんなき。大事な東京大会を控えて、今私は隠忍しておるけれども、実に困ったものだと思っておられますよ。これまで具体的に申し上げれば、今あなたが広告を出しておる業者もあれば、あるいは音楽、美術、あるいは、

あるには出きない業者もあるというところをいろいろ言われましたが、そんなところまかいてまで一々聞くよりは、こういうバレー協会の中におきまして權威ある、信頼を受けておる人が非常に多いとおられますよ。それで、このことば

方々に出てくるといかぬから、ころばぬ先のついで御注意申し上げます。もう少し積極的に体育協会もこの点について指導することを要望して、あとは本案があのほうから示されるま

でも、私から資料の要求があるから体育協会に資料を整えさしておくというだけじゃいけません。文部省だってもう少しスポーツ界の秩序というものがこつ

いて積極的でなければ、これは東京大会の準備に大きな支障を与えることです。私そう思う。ぜひ体育局長にお願いしておきます。

（委員長（加賀山之雄君））ほかに御質疑のおありの方はございませんか。――別に御発言もないようですから、本件についての質疑は、本日はこの程度にいたします。

なわ 先ほどの田中委員、河野委員の大臣並びに法制局長に対する出席要求の取り扱いにつきまして、理事會におきまして協議をして取りきめたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時七分散会

昭和三十八年二月二十七日印刷

昭和三十八年二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局